

## 古河労働基準監督署長が 「建設業における時間外労働の上限規制の適用」 について協力要請を行いました！

令和5年9月13日



古河労働基準協会 太田会長

矢島署長

古河労働基準監督署（署長 矢島進介）は、令和6年4月1日から建設業における時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、一般社団法人古河労働基準協会（会長 太田慶樹）に対し、円滑な施行に向けた傘下事業場への周知について協力を要請しました。

建設業における長時間労働の背景には、短い工期の設定（工期ダンピング）など個々の事業主の努力だけでは解決できない課題もあることから、その改善を図るためには、民間工事発注者や建設業関係者の協力が必要です。

古河労働基準監督署では、引き続き、国土交通省関東地方整備局、茨城県土木部などの関係機関と連携し、建設業における時間外労働の上限規制の円滑な施行に向けて、周知啓発に努めてまいります。

【連絡先】古河労働基準監督署  
電話：0280-32-3232